

請願者の意見陳述の流れについて

委員会の開会時刻の15分前までに、議会事務局へお越してください。
開会前に傍聴手続を行っていただきます。

- 1 委員会の開会
委員会の冒頭から入室し、傍聴席で待機していただきます。
 - 2 請願の議題の開始
-
- 3 休憩 ～委員会の休憩中に、請願者の意見陳述を行います～
 - (1) 請願者の意見陳述
 - ア 意見陳述は、請願者1名で行ってください。
 - イ 委員長から案内がありましたら、傍聴席から発言席へ移動してください。
 - ※ 質疑に対する答弁において、同席する請願者（1名まで）は、一緒に発言席付近の席に移動してください。
 - ウ 委員長から案内がありましたら、意見陳述を5分以内で行ってください。
 - (2) 委員から請願者への質疑
 - ア 質疑に対する答弁は、意見陳述をした方を含めて、請願者2名以内で行ってください。
 - ※ 発言席のマイクは1台です。2名で答弁する場合は、適宜、席の交替をしてください。
 - イ 請願者から委員への質疑はできません。
 - ウ 質疑終了後、委員長から案内がありましたら、傍聴席へ戻ってください。
-
- 4 委員会の再開
委員から当局への質疑、委員同士の意見交換、討論、表決
 - 5 請願の議題の終了
次の議題に移ります。
 - ※ 引き続き、委員会の傍聴ができますが、この段階で退室することもできます。